附則第二十九条の八の次に次の十条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第二十九条の九　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、次項及び次条の規定を除くほか、第四百四十八条、第四百五十八条（第六項を除く。）、第四百五十九条第一項及び第三項、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十三条の二第二項、第四百六十三条の三から第四百六十三条の五まで並びに第四百六十三条の七の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県（以下この条から附則第二十九条の十六までにおいて「定置場所在道府県」という。）が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2　定置場所在道府県の徴税吏員は、当分の間、前項の規定によりその例によることとされた第百七十三条第一項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る督促状を発した場合には、第四百六十三条の六の規定にかかわらず、第百七十四条の規定により当該定置場所在道府県の条例で定める自動車税の環境性能割に係る督促手数料に相当する金額を軽自動車税の環境性能割に係る督促手数料として徴収することができる。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第二十九条の十　軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の市町村（以下この条から附則第二十九条の十六までにおいて「定置場所在市町村」という。）が第四百六十一条の規定に基づく条例を定めた場合には、軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、同条の規定にかかわらず、定置場所在道府県の知事が行うものとする。この場合において、当該事務について規定する条例又は規則中定置場所在市町村に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該定置場所在道府県に関する規定として当該定置場所在道府県に適用があるものとする。

2　前項の条例又は規則を制定し、又は改廃する場合には、定置場所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所在道府県の知事に協議しなければならない。

（軽自動車税の環境性能割の申告等の特例）

第二十九条の十一　軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、第四百五十四条の規定を除くほか、第四百五十五条の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割の申告の例により、定置場所在道府県の知事にしなければならない。この場合において、第四百五十四条の規定による申告については、第百六十一条中「前条第一項」とあるのは「第四百五十四条第一項」と、第四百五十四条中「市町村長」とあるのは「軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県の知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の特例等）

第二十九条の十二　軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、当分の間、第四百五十四条の規定を除くほか、第四百五十五条、第四百五十六条、第四百五十八条第四項及び第四百六十三条の二第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の例により、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を定置場所在道府県に納付しなければならない。この場合において、第四百五十四条の規定による納付については、第百六十一条中「前条第一項」とあるのは「第四百五十四条第一項」と、第四百五十四条第一項中「当該市町村」とあるのは「軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県」とする。

2　定置場所在道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付があつた場合には、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額を定置場所在市町村に払い込むものとする。

（軽自動車税の環境性能割の還付の特例）

第二十九条の十三　軽自動車税の環境性能割に係る過誤納金の還付は、当分の間、第四百五十八条第六項及び第八項並びに第四百五十九条第二項の規定にかかわらず、定置場所在道府県が、自動車税の環境性能割の還付の例により、行わなければならない。

（軽自動車税の環境性能割に係る犯則取締りの特例）

第二十九条の十四　軽自動車税の環境性能割に関する犯則事件については、当分の間、自動車税の環境性能割に関する犯則事件とみなして、第二章第八節第二款第四目の規定を適用する。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等）

第二十九条の十五　定置場所在道府県の知事は、政令で定めるところにより、定置場所在市町村の長に対し、軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項を報告するものとする。

2　定置場所在市町村の長が定置場所在道府県の知事に対し、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、当該定置場所在道府県の知事は、関係書類を当該定置場所在市町村の長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第二十九条の十六　定置場所在市町村は、定置場所在道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、次に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として当該定置場所在道府県に交付しなければならない。

一　軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として払い込まれた額に政令で定める率を乗じて得た金額

二　定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を第十七条又は第十七条の二の規定により定置場所在道府県が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額

三　第十七条の四の規定により定置場所在道府県が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

2　前項に定めるもののほか、同項の徴収取扱費の算定及び交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十九条の十七　附則第二十九条の九から前条までに定めるもののほか、これらの規定に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他の特例の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第二十九条の十八　営業用の三輪以上の軽自動車に対する第四百五十一条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二
第三項	百分の三

百分の〇・五	
百分の一	
百分の二	

2　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第四百五十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第三十条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの」を「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの」を「同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車」に、「同項第二号」を「第三項第二号」に、「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四百四十四条第一項」を「第四百六十三条の十五第一項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表を次のように改める。